

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第15号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(令和2年大和市規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

第1条中「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

第3条第1項中「15日」を「20日」に改める。

第6条第1項第1号中「)」を「。以下「任用規則」という。)第15条に規定する年次休暇及び」に改める。

第8条第3項中「平均1か月当たりの」を「1か月当たりの平均」に改め、「、第28条中「平均1か月」とあるのは「1か月」と」を削り、「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

第9条第2項中「第30条の2第2項」を「第30条の7第2項」に改める。

第12条第1項第3号中「おいては」を「おける任期の定めが」に、「に満たないが、次のいずれかに該当することにより」を「未満である会計年度任用職員で、当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例適用職員としての任期の定め合計が」に、「者」を「もの」に改め、同号ア及びイを削る。

第14条の見出し中「等」を削り、同条中「から第39条の7まで」を「及び第39条」に改め、「及び一時差止処分」を削り、「大和市会計年度職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大和市会計年度職員の報酬等に関する条例」に改め、「、同条第2項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「前条第2項第4号及び第5号」と、第39条の2第1項中「条例

第22条の2」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項において準用する条例第22条の2」と、同項及び同条第2項中「条例の適用」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例の適用」と、第39条の3、第39条の5及び第39条の7中「条例」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項において準用する条例」とを削る。

第16条を第22条とする。

第15条の見出し中「期末手当の」を削り、同条中「期末手当」を「条例第10条第1項に規定する期末手当及び第11条第1項に規定する勤勉手当」に改め、同条を第21条とし、第14条の次に次の6条を加える。

(勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員)

第15条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 基準日（給与条例第23条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）に在職していること（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合（その退職し、又は死亡した日において、給与条例施行規則第35条第3号及び第4号、第36条第1項第2号及び第3号並びに第40条第1号及び第6号に掲げる職員を除く。）を含む。）。
- (2) 給与条例施行規則第35条第3号及び第4号並びに第40条第1号及び第6号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 任期の定めが6か月以上であること（当該任用における任期の定めが6か月未満である会計年度任用職員で、当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例適用職員としての任期の定め合計が6か月以上となるものを含む。）。
- (4) 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上であること。

2 給与条例施行規則第37条の規定は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の退職の取扱いについて準用する。

(勤勉手当基礎額)

第16条 条例第11条第1項の規則で定める報酬の額（次項において「勤勉手当基礎額」という。）は、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあつては、報酬の月額とし、日額又は時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあつては、当該職員の受ける報酬額を月額に換算した額とする。

2 勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給基準)

第17条 条例第11条第1項に規定する規則で定める基準は、給与条例第22条第2項各号に規定する職員の勤務期間による割合に、次条に規定する勤務成績（以下「成績率」という。）に乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の成績率）

第18条 成績率は、給与条例施行規則第46条第1項第1号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

（勤勉手当の在職期間）

第19条 給与条例施行規則第44条（第2項第4号から第6号まで、第8号及び第9号を除く。）及び第45条の規定は、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の在職期間について準用する。この場合において、第44条第1項中「前条」とあるのは「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）第17条」と、「の適用」とあるのは「又は会計年度任用職員報酬条例の適用」と、同条第2項第1号中「第35条第3号から第5号まで」とあるのは「第35条第3号及び第4号」と、同条第2項第7号中「勤務時間条例第17条」とあるのは「任用規則別表第4第4号」と、同条第2項第11号中「勤務時間条例第15条の2」とあるのは「任用規則別表第4第5号」と、第45条第1項中「条例」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の一時差止処分）

第20条 給与条例施行規則第39条の2から第39条の7までの規定は、会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る一時差止処分について準用する。この場合において、第39条の2第1項中「条例第22条の2及び第22条の3（これらの規定を条例第23条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項及び第11条第1項において準用する条例第22条の2及び第22条の3（これらの規定を条例第23条第5項において準用する場合を含む。）」と、同項及び同条第2項中「条例の適用」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例の適用」と、第39条の3、第39条の5及び第39条の7中「条例」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項及び第11条第1項において準用する条例」と読み替えるものとする。

別表第1号中「1, 112」を「1, 126」に改め、同表第2号中「1, 238」を「1, 253」に改め、同表第27号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同表第38号中「1, 594」を「1, 770」に改め、同表第45号中「2, 687」を「2, 701」に改め、同表第46号中「1, 571」を「1, 585」に改め、同表第47号中「1, 387」を「1, 401」に改め、同表第48号中「1, 204」を「1, 218」に改め、同表中第79

号を第80号とし、第78号から第70号までを1号ずつ繰り下げ、同表第69号中「2, 300」を「2, 680」に改め、同号を第70号とし、同表中第68号を第69号とし、第67号を第68号とし、第66号を第67号とし、同表第65号中「2, 490」を「2, 820」に改め、同号を第66号とし、同表中第64号を第65号とし、第63号を第64号とし、同表第62号中「1, 112」を「1, 160」に改め、同号を第63号とし、同表第61号中「1, 919」を「2, 020」に改め、同号を第62号とし、同表中第60号を第61号とし、第59号を第60号とし、同表第58号中「2, 340」を「2, 730」に改め、同号を第59号とし、同表第57号中「2, 340」を「2, 680」に改め、同号を第58号とし、同表第56号中「2, 020」を「2, 510」に改め、同号を第57号とし、同表中第55号を第56号とし、第54号を第55号とし、同表第53号中「2, 340」を「2, 510」に改め、同号を第54号とし、同表中第52号を第53号とし、第51号を第52号とし、第50号を第51号とし、同表第49号の次に次のように加える。

50	道路維持補修作業補助員	時間額	1, 240
----	-------------	-----	--------

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(報酬の支給日に関する経過措置)

2 施行日前の日を報酬の計算期間に含む報酬については、なお従前の例による。

(大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部改正)

3 大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。